

## 横浜市駐車場政策検討懇談会運営要綱

制 定 令和6年9月18日都交第711号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市駐車場政策検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（助言を求める事項）

第2条 都市整備局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる事項について懇談会の委員に助言を求める。

- (1) 横浜市の駐車場政策を取り巻く現状の課題に関する事。
- (2) 横浜市の駐車場政策の今後の方向性に関する事。
- (3) その他、駐車場政策全般に関する事。

（委員）

第3条 懇談会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通管理者
- (3) 道路管理者
- (4) 駐車場運営関係者
- (5) ビル建設関係者
- (6) その他局長が必要と認める者

（懇談会）

第4条 懇談会は、局長が招集する。

- 2 懇談会は、要綱制定日から令和7年3月31日までの期間において必要により開催することとする。

（懇談会の公開及び傍聴）

第5条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、局長が必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 懇談会を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人とし、申込みは先着順とする。ただし、事務局が必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 懇談会の傍聴を希望する者は、懇談会開催当日の開催時刻の30分前から15分前までの間に、受付会場において傍聴の受付を済まさなければならない。
- 4 傍聴者は、許可なく写真撮影、録画及び録音等を行ってはならない。
- 5 報道機関は、傍聴定員の外とし、事務局の指示に従い傍聴できるものとする。ただし、報道機関による写真等の撮影は、懇談会の開始前までに限りこれを認めることとし、開始後は、許可なく写真撮影、録画及び録音等を行ってはならない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市整備局都市交通課が処理する。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行する。